

独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領  
(平成15年10月7日規程第17号)

改正 平成16年4月14日規程第9号  
改正 平成16年9月10日規程第14号  
改正 平成17年2月2日規程第1号  
改正 平成17年4月7日規程第7号  
改正 平成18年4月14日規程第9号  
改正 平成19年4月2日規程第12号  
改正 平成20年6月10日規程第9号

(通則)

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費補助金（基盤研究等）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この取扱要領は、科学研究費補助金（基盤研究等）交付要綱（平成11年4月12日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）第17条第1項及び独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第15条の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する補助金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この取扱要領において「補助金」とは、交付要綱第3条に規定する以下のものをいう。

- 一 科学研究費のうち次に係るもの
    - イ 基盤研究
    - ロ 萌芽研究
    - ハ 若手研究（S）
    - ニ 若手研究（スタートアップ）
    - ホ 奨励研究
  - 二 特別研究員奨励費
  - 三 学術創成研究費
  - 四 研究成果公開促進費（研究成果公開発表に係るもの）
- 2 この取扱要領において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であつて、取扱規程第2条第1項に規定する以下のものをいう。
- 一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学

共同利用機関にあっては、当該大学共同利用機関法人とする。)

二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの

三 高等専門学校

四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣の指定するもの

3 この取扱要領において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。

4 この取扱要領において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。

5 この取扱要領において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。

6 この取扱要領において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において研究への協力を行う者をいう。

7 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による科学研究費補助金の他の用途への使用又は科学研究費補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。

8 この取扱要領において「不正行為」とは、科学研究費補助金の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。

9 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であって、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第2項第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣の指定するものは、同項の研究機関とみなす。

#### （補助金の交付の対象）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であって、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であって、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）

二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）

2 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として振興会が認める経費とする。

(補助金を交付しない事業)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。

ただし、第4号に掲げる者が、法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）以外にその交付を受けている事業と第7条第1項の計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りでない。

- 一 交付決定取消事業において科学研究費補助金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
  - 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
  - 三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降2年間
  - 四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定取消事業を行った研究代表者若しくは研究分担者（前各号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者が参画した交付決定取消事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消事業の研究代表者若しくは研究分担者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌1年間
  - 五 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降5年間
  - 六 不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。以下この条において同じ。）当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する補助事業が、取扱規程第4条第2項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、補助金を交付しないものとする。
- (1) 特定給付金の他の用途への使用をした者又は当該他の用途への使用を共謀した者
  - (2) 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、特定給付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の处分に違反した者
  - (3) 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
  - (4) 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者

(補助金の交付申請者)

第6条 第4条第1項に係る補助金の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

- 一 科学研究に係る補助金にあっては、次に掲げる者
  - イ 研究機関に所属する研究者が科学研究を行う場合は、当該科学研究を行う研究者の代表者

- ロ 研究機関に所属しない研究者（特別研究員を除く。）が一人で科学的研究を行う場合は、当該研究者
  - ハ 特別研究員が科学的研究を行う場合は、当該特別研究員
  - ニ 外国人特別研究員と受入研究者が共同して科学的研究を行う場合は、当該受入研究者
- 二 研究成果の公開に係る補助金にあっては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

（計画調書）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学的研究又は研究成果の公開（以下「科学的研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

- 2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

（交付予定額の通知）

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

（配分審査等）

第9条 前条により補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は補助金の配分等に関する事項を審議する科学的研究費委員会に諮るものとする。

- 2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

（交付申請書）

第10条 第8条の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

（交付の決定）

第11条 振興会は、前条により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

- 2 振興会は、前項の調査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。
- 3 振興会は、補助金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

- 一 補助金の交付を受けた者が、科学的研究等の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと  
ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと
- 二 補助金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、振興会の承認を得なければならないこと
- 三 補助金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと

- 四 補助金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国  
の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるよう  
に経費の効率的使用に努めなければならないこと
- 4 振興会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件  
を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第 12 条 補助金の交付の申請をした者は、前条第 4 項の規定による通知を受領した場合において、  
当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興  
会の定める期日までに申請の取下げをすることができるとしている。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかっ  
たものとみなす。

(補助金の使用制限)

- 第 13 条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければなら  
ない。

(実績報告書)

- 第 14 条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、速やかに別に定める様式によ  
る実績報告書を振興会に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が  
終了した場合も、また同様とする。
- 2 前項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面  
を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 15 条 振興会は、前条第 1 項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その  
実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定  
の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補  
助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(帳簿関係書類等の整理)

- 第 16 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領收証書等関係書類を整  
理し、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

- 第 17 条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の經  
理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

- 第 18 条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状  
況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過の公表)

第19条 振興会は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

(設備等の寄付)

第20条 第6条第1号イに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

- 2 第6条第1号ロに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により購入価格5万円以上の設備等を購入したときは、研究期間終了までにそれを学校その他の教育又は研究の施設に寄付しなければならない。
- 3 第6条第1号ハ又はニに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により購入価格5万円以上の設備等を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が研究に従事し又は所属する研究機関に寄付しなければならない。
- 4 補助金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、第1項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。
- 5 特別研究員は、第3項の規定にかかわらず、その特別研究員の資格を喪失するまでの間、設備等を寄付しないことができる。

(その他)

第21条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年10月7日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

第4条の2の規定は、法第18条第1項の規定の準用により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日前である交付決定取消事業を行なった研究者が行おうとする補助事業については、適用しない。

この取扱要領の適用日前に、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成11年6月9日規程第6号）の規定により日本学術振興会が行った科学研究費補助金の取扱いは、振興会がこの取扱要領中の相当する規定により行った補助金の取扱いとみなす。

附則（平成16年規程第9号）

1 この規程は、平成16年4月1日から適用する。

2 第4条の2第1項第3号の規定は、この規程の適用前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行った研究者については、適用しない。

附則（平成16年規程第14号）

この規程は、平成16年8月27日から適用する。

附則（平成17年規程第1号）

1 この規程は、平成17年1月24日から適用する。

2 第4条の2第2項及び第3項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの規程の適用日前である事業を行った研究者又は当該研究者と共に謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成17年規程第7号）

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成18年規程第9号）

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附則（平成19年規程第12号）

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附則（平成20年規程第9号）

- 1 この規程は、平成20年6月10日から実施し、平成20年度以降の補助金について適用する。
- 2 改正後の取扱要領（以下「新要領」という。）第5条第1項第1号及び第3号の規定は、法第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日よりも前である交付決定取消事業において不正使用を行った者又は法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（新要領第5条第1項第1号又は第2号に掲げる者を除く。）については、適用しない。
- 3 新要領第5条第1項第4号の規定は、平成16年4月1日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新要領第5条第1項第2号及び第5号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成17年1月24日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。